

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和4年10月
自動車局
審査・リコール課

1. 改正の背景

今般、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の改正等に伴い、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正します。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）」（以下、装置型式指定実施要領）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自審第1252号）」（以下、型式認証実施要領）
- ・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日付国自審第534号）」（以下、共通構造部型式指定実施要領）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日付国自審第535号）」（以下、多仕様自動車型式指定実施要領）
- ・「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成10年11月12日付自審第1255号）」（以下、輸入自動車特別取扱制度）
- ・「共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成31年3月29日付国自審第2109号）」

2. 改正の概要

（1）「装置型式指定実施要領」の一部改正

- ① 以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行います。
 - ・「制動装置」に係る協定規則（第13号）
 - ・「後写鏡」に係る協定規則（第46号）
 - ・「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法」に係る協定規則（第154号）
- ② COPステートメントの発行にかかる行政事務について、1958年協定細目1に基づき手続きを行うことを規定します。
- ③ 装置型式指定（一酸化炭素等発散防止装置）取得時の長距離耐久試験に係る提出書面等の改正を行います。

（2）「型式認証実施要領」の一部改正

- ① 長距離耐久試験に係る提出書面等の改正を行います。
- ② 協定規則第51号のフェーズ3の適用に伴い、諸元表記載要領の改正を行います。

（3）「共通構造部型式指定実施要領」、「多仕様自動車型式指定実施要領」及び「輸入自動車特別取扱制度」の一部改正

- ① 協定規則第51号のフェーズ3の適用に伴い、諸元表記載要領の改正を行います。

（4）その他所要の改正を行います。

3. スケジュール

公布：令和4年10月7日

施行：令和4年10月8日